医薬機審発 0807 第２号
令和７年８月７日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

希少疾病用再生医療等製品の指定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の２第１項の規定に基づき、希少疾病用再生医療等製品が下記のとおり指定されましたので、通知します。

記

指　　定　　番　　号：(R7 再）第 35 号
再生医療等製品の名称　：arlocabtagene autoleucel
予定される効能、効果又は性能：再発又は難治性の多発性骨髄腫

申請者の氏名又は名称　：ブリストル・マイヤーズスクイブ株式会社